

現行の計画

(ニーズ調査・アンケート調査)

ニーズ調査

- ・量の見込み(サービスや施設の必要量に関する調査)
- ・対象は「就学前児童保護者」「小学生の保護者」
- ・国のニーズ調査手引きを参照に調査票を作成

子育て・教育関係団体への調査

- ・子ども施策に関する地域の状況把握、情報収集のための調査
- ・対象は、民生委員、児童育成クラブ、子育てサークルなど

「子どもの貧困」対策のための支援者調査

- ・支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困対策、支援を検討するための基礎資料となる調査
- ・対象は、市内のこども園、保育園、幼稚園、学校、児童育成クラブなど

子ども・若者支援に関する団体調査

- ・ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援者から見た、必要な支援の在り方を検討するための基礎資料となる調査
- ・対象は、市内の支援関係団体、各種相談支援機関など

<草津市>

令和2年度～令和6年度(現行計画期間)

第2期草津市子ども・子育て支援事業計画

- **子ども・子育て支援法に基づく計画**
同法に基づく「基本指針」に即して策定
- **次世代育成支援対策推進法に基づく計画**
同法に基づく「行動計画策定指針」に即して策定
- **子どもの貧困対策法に基づく計画**
同法に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案して策定

草津市子ども・若者計画

- **子ども・若者育成支援推進法に基づく計画**
同法に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」を勘案して策定

(仮称) 草津市こども計画の各種調査の体系について

こども基本法【抜粋】

第九条（こども施策に関する大綱）

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

第十条（都道府県こども計画等）

- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

<国>こども大綱 令和5年12月22日閣議決定

1. こども施策に関する基本的な方針

- ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を 阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

2. こども施策に関する重要事項

- ①ライフステージを通じた重要事項
- ②ライフステージ別の重要事項
- ③子育て当事者への支援に関する重要事項

3. その他こども施策を推進するために必要な事項

- ①子ども・若者の社会参画・意見反映
- ②こども施策の共通の基盤となる取組
- ③施策の推進体制等

4. 少子化社会対策基本法に基づく『少子化社会対策大綱』の内容

5. 子どもの貧困対策法に基づく『子どもの貧困対策に関する大綱』の内容

6. 子ども・若者育成支援推進法に基づく『子ども・若者育成支援推進大綱』の内容

(仮称) 草津市こども計画の各種調査の体系について

<国>

令和5年12月22日閣議決定

こども大綱

1. こども施策に関する基本的な方針
2. こども施策に関する重要事項
3. その他こども施策を推進するために必要な事項
4. 少子化社会対策基本法に基づく『少子化社会対策大綱』の内容
5. 子どもの貧困対策法に基づく『子どもの貧困対策に関する大綱』の内容
6. 子ども・若者育成支援推進法に基づく『子ども・若者育成支援推進大綱』の内容

(ニーズ調査・アンケート調査)

子ども・若者の意見を聞く機会についてのアンケート

(こども大綱との関連 1, 2, 3, 4)

- ・子ども・若者の生活実態および意見を伝えやすい環境や方法についての実態など、今後の施策展開において子ども・若者からの意見を求める際の基礎資料となる調査
- ・対象は、市内の中学生・高校生、18歳から39歳の若者

こどもの居場所に関する意識調査

(こども大綱との関連 1, 2, 3)

- ・子どもの居場所の現状と、子ども・保護者がそれぞれ求める居場所についての意識調査
- ・対象は、小学生と保護者

ニーズ調査

(こども大綱との関連 1, 2, 3)

(子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに関する調査)

- ・対象は「就学前児童保護者」「小学生の保護者」
- ・国のニーズ調査手引きを参照し調査票を作成

子育て・教育関係団体への調査

(こども大綱との関連 1, 2, 3)

- ・子ども施策に関する地域の状況把握、情報収集のための調査
- ・対象は、民生委員、児童育成クラブ、子育てサークルなど

「子どもの貧困」対策のための支援者調査

(こども大綱との関連 5)

- ・支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困対策、支援を検討するための基礎資料となる調査
- ・対象は、市内のこども園、保育園、幼稚園、学校、児童育成クラブなど

子ども・若者支援に関する団体調査

(こども大綱との関連 6)

- ・ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援者から見た、必要な支援の在り方を検討するための基礎資料となる調査
- ・対象は、市内の支援関係団体、各種相談支援機関など

一体のものとして策定

- こども基本法に基づく計画「こども大綱」を勘案して策定

(仮称) 草津市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

- 子ども・子育て支援法に基づく計画

- 次世代育成支援対策推進法に基づく計画
※法律の有効期限は令和7年3月31日までのため、再度、延長等があるかにより要検討

- 子どもの貧困対策法に基づく計画「こども大綱」(⑤)を勘案して策定

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画「こども大綱」(⑥)を勘案して策定

<草津市>

令和2年度～令和6年度(現行計画期間)

第2期草津市子ども・子育て支援事業計画

- 子ども・子育て支援法に基づく計画
同法に基づく「基本指針」に即して策定
- 次世代育成支援対策推進法に基づく計画
同法に基づく「行動計画策定指針」に即して策定
- 子どもの貧困対策法に基づく計画
同法に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案して策定

草津市子ども・若者計画

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
同法に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」を勘案して策定